

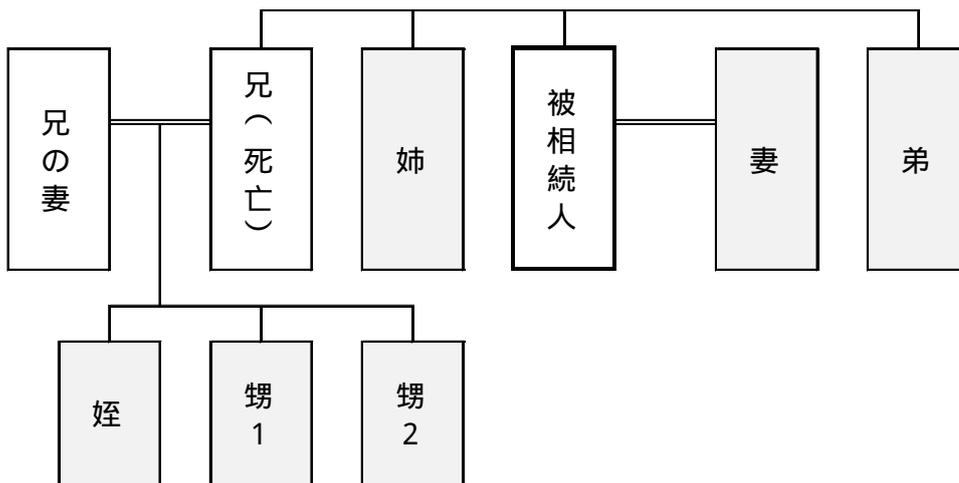
## 保存用資料

## 子供がいないご夫婦は遺言が必要です！

先日、子供のいないご夫婦にお会いした際、『遺言は書いていますか？』とお聞きすると、『**子供がいないから遺言は必要ないでしょう！私の遺産は妻が受け取るから、誰とも争いようがないでしょう。**』という返事が返ってきました。

子供がいなければ、夫の財産は全て妻のものになる？ これは大きな誤解です。子供がいない夫婦こそ遺産争いの可能性が高く、遺言が必要なのです。

具体的に家系図を見てみましょう。



<被相続人>というのは、亡くなったご主人様。ご主人様には兄、姉、弟の3人の兄弟がいました。しかし兄は先に死亡し兄の子は3人いました。

このご家族の場合、相続人は<妻、姉、弟、姪、甥1、甥2>この6人です。相続人である6人全員が、亡くなったご主人様の財産をもらう権利があるのです！

つまり遺言がなかった場合、基本的にはこの6人全員の署名・実印がないと預金を解約することもできませんし、自宅の名義変更をすることもできません。

ご高齢の奥さまにとって、遠く離れて疎遠だった甥や姪、昔から折り合いの悪かった夫の姉と遺産分割の話会いをするというは非常にストレスのたまることです。また話合いが長引いた場合、預金の解約ができなければ生活資金がなくなってしまう可能性もあります。

**子供のいない夫婦の場合、残された奥さまは、夫の兄弟達と遺産の話会いをしなければなりません。**それを避けるためには遺言が必要です。内容は簡単！<全ての財産を妻に相続させる> これがあるだけで、亡くなった次の日にも預金の解約ができ、不動産の名義変更もすることができます。

(相続専門税理士：地守亮)

編集  
後記

新しい年が、始まりました。民主党政権は、財源不足で政権発足当時のマニフェストが実行出来そうにありません。帳尻を合わせる為に、国債を乱発しています。破綻するのは、時間の問題かもしれません。今とは逆の超インフレの時代が来るかもしれません。

不動産コンサルタント 名和泰典(名和企画事務所)